

令和3年度第8回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和3年度第8回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員、■■■■委員以上の2名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■■■■委員、■■■■委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-9の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■■■■番	■■■■番■■■■推進委員でございます。去る11月23日■■■■委員と私と譲受人であります■■■■様3名立ち合いのうえ現地を確認させていただきましたが、現在の耕作を続けられお母様であります■■■■様からの財産贈与ということで何ら問題ないものと思われま。審議の程よろしくをお願いします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	事務局長	事務局から少し補足説明させていただきます。航空写真の4ページと現況写真綴り8ページを見て頂くと■■■■番地■■■■所有の農地は水張面積でいうと3分の2になっております。これは航空写真を見て頂くと隣の■■■■番地■■■■さんの農地も合わせて耕作されております。まちだおしがされていることになっております。■■■■番地につきましては耕作されるということですので許可要件には該当するわけですが、■■■■番地につきましては今後総会で農地法第3条の許可申請が提出される見込みです。それによって許可がでると所有権移転されて、■■■■番地と■■■■番地合わせた改良届けがでる予定となっております。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

		進委員お願いします。
	■番	<p>■■■■地区担当の■■■です。受付番号1-6について報告します。場所は■■■支所から■■■■号線を南に約■■■kmの場所にあります。11月21日に■■■農業委員と調査しました。この土地については20年以上耕作されておらず現況についてもすでに山林化しており農地への復元は困難であると思われます。</p> <p>続いて1-7について報告します。場所は■■■■号線より県道■■■■線を■■■へ約■■■kmの場所にあります。調査日時は11月21日に■■■農業委員と申請者の■■■さん同行のもと現地調査しました。調査内容ですが申請地につきましては20年以上耕作されておらず現況についてもすでに山林化しており農地への復元は困難であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	事務局長	事務局から補足説明をさせていただきます。1-5ですが以前太陽光発電で許可申請が出ております。現況報告等が出ておりませんのでそのことを問い合わせたところもう出来ないということで5条の取り消し願いが申請された両者で出ております。太陽光はできずにそのまま放置されていたという状況でございます。
	■番	1-5と1-6は今まで研修等おこなったところによるとこの写真ではB判定と伺えますが山林とは言い難いと思います。もう少しこれを非農地にしたいという理由を詳細にわたって教えて下さい。
	■番	■■■■です。現地確認には私と■■■さんで行きました。写真では草むらに見えるんですが、幹のある木がびっしりと生えています。それを畑にするというのはまず難しいと私は判断しております。非農地化ということに対してはその通りかなと判断しておりますのでよろしくお願いします。
	■番	今まで研修してきた中ではこの写真で言えばB判定ですよ。B判定というのは耕作地でしょう。まだ山林化するまで待たなくてはいけない。
	■番	実際木が生えているんですよ。分かりにくいですが3m程度の木が生えております。
	■番	重機をもってすれば畑になるんじゃないですか。
	■番	ご判断はお任せします。
	■番	理由が知りたいんですよ。太陽光がだめになったから非農地にするというのはどうしてですか。
	■番	太陽光のことはよく分からないんですが現地そのものが耕作するにはかなり難しい、重機を入れても耕作できないと思います。
	■番	今までの農地パトロールではEと判定されていたんですか？
	■番	そうです。E判定です。
	■番	1-6について補足説明させていただきます。この土地につきましては数年前からかつてのB判定ですすでに赤印となっております。ですが地籍調査

		<p>中のためそのまま保留となっております。写真を見ますと写真写りがいいんですけども、田の中に結構大きな木があって私が知る限りここを田んぼで作っておられたという記憶はありませんし、もしここを頼まれたとしてもとても手が出せない土地ではあります。それともう一つのところについても、この地図上は田になってますがパトロールのための地図はここはすでに畑とかいう記載はありません。以上です。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>事務局から補足します。パトロールの地図ですが航空写真と2種類あって消えているだけであってここは農地としてありますので、推進委員さんにはお見せしました。ですから航空写真のところを見て頂ければと思うんですが、筆界線が出ております。皆さんへお渡ししたパトロールの地図のほうが新しい筆界線を入れた分ですので表示がありませんでしたが、実際は11ページにあるような筆界線は残っております。ですが1-7につきましては研修でありましたように、木を伐採して農地に戻しても周りの山が押し寄せていますので、いずれ非農地化すると思われるます。1-5につきましては大きな木ではありませんが2、3cmの幹の木がびっしり生えていまして、ここを農地として残すのかどうかというところで判断すると、さっき委員さんが言われましたように重機を持ってくれば戻る可能性はあるかもしれません。しかしながら、誰がそれをするのか、ここは結構な斜面で勾配がありますし右左も同じ様な状況でございますので、いずれ山林に戻ってしまうという状況も考えられると思われるます。1-6につきましては確かにおっしゃるとおり重機を持って来れば農地に戻るかもしれません。ですが隣接する土地の状況を考えてすぐにまた山林化するようなところを踏まえて、皆さんで証明できるかどうかの判断をしていただきたいと思います。証明できないものについては証明する必要性はございませんので、そのところを皆さんで審議して頂いて証明ができるとなればその通りの証明をだしますが、出来ないとなればそのことを申請者には伝えていきます。よろしくお願ひします。</p>
	<p>議長</p>	<p>とくに今年からの判定基準でB判定が重機という言葉が入ったおかげで皆さんのところで相当混乱をしたんじゃないかというふうに思います。今までは重機を入れないといけないような農地については今年でいうE判定にしてもいいよということが、今年の判定基準には重機で掘り起こして復活させるという文言が一言入って、要するにB判定とE判定の区別がつきにくくなっているんです。これは会議の中でも色々議論されたんですが、国が基準を出しているんで後は現場実態に応じて判断せざるを得ないなというふうな整理にしたという経過がございますので、その判定が若干難しいという状況にあるということをご理解を頂ければと思います。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>事務局からもう少し補足で、重機を入れてでも残しておかなくてはいけない農地というところも考慮して頂ければと思います。木が生えていても圃場整備の真ん中だったらそこを非農地化にすることによって集約や</p>

		集積が難しくなります。そして担い手のかたがあそこが農地ならまとめて一緒に作りたいというような思いがあったときに、そこを非農地にすると支障があるかもしれません。ですからこういった状況で重機を入れてでも農地に戻さなくてはいけないという思いが大部分をしめてしまうんですが、そういったところで農業委員会として証明ができるかと思えます。山林にはまだなっていないかもしれませんが申請者が法務局へ非農地証明を持って行って登記官が地目を山林か原野にされると思うんですが、非農地としての証明ができるかどうかというところでご判断して頂ければと思います。よろしくお願いします。
	議長	問題はこれが完全に山林になって木が大きくなった場合周辺の農地の耕作に影響を及ぼすというふうに判断できる場合は、異論を唱える必要性があるかと思えます。今回仮に非農地証明を認めなくても今年のパトロールの結果によって非農地証明書の発行になる？
	事務局長	証明書ではなく非農地通知を出せます。ただそれも総会に議案として出しますので皆さんが承認してくださらないと出せないことになります。
	議長	判断の分かれる案件だと思います。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 1-5から1-7まで別々に採決をとりたいと思えます。 1-5から議案第3号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数でございますので申請通り許可することとします。 1-6を許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数でございますので申請通り許可することとします。 1-7を許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますのでいずれも申請通り許可することとします。
第4号議案	議長	続きまして議案第4号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。6-2の案件につきまして、 推進委員をお願いします。
	番	 の です。受付番号6-2について報告いたします。場所は 支所より へ kmほど行った 地区であります。11月23日に 委員同行のもと現地確認と調査しました。2筆の農地は町の空き家バンクに登録済みの空き家に付随する農地としての地区指定のための申請です。2筆の農地は現在作付けされておられませんが草刈り等管理はされている休耕中の畑です。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

	事務局長	事務局から補足ですが、今推進委員さんから言われなかったので審議して頂ければと思うんですが、■■■■が添付の書類の通り空き家バンク指定の住宅です。■■■■、■■■■と家との間にお互いに1筆ずつ■■■■と■■■■がございます。付随する農地というのは家についておかなくてはならない。道路があればそれぐらいは付随とみなしていただいてますが、どちらも農地外の山林として筆があります。現況写真を見て頂くと■■■■ですと法面と風を妨げる木の垣根になっており、■■■■は■■■■が住宅からの法面になっておりまして耕作することはできないんですが、そういった1筆ずつを隔てての農地となっておりますので付随する農地かどうかの審議をして頂ければと思います。
	議長	これは買い手がついているのかな？
	事務局長	はい、ついています。議案の18ページから地区指定登録簿というのがありますが、今は空き家バンクに入られるかたが農地を欲しいという希望のもと、家の所有者でなくてもいいんですが付随する農地の所有者のかたが空き家に入ってくるひとに提供するという事で同意のもとこの地区指定が申請されます。ですからこの指定簿をお出ししたらそれをもって3条の申請が出ることになっています。登録簿の中に3つほど取り消しになっているところがあるんです。以前説明したんですけど、取り消しも出ていなくて空白のところがあったんです。当時まちづくり推進課で今未来創造課ですけど、その当時は家に入るかたが農地がいるいらんに係わらず家の所有者が登録していたということで、農業委員会に諮って登録したけれども家には入らずとうとう家が壊れてしまったとか、家に入ったけど貸し借り契約で入っていると、まだ誰も家に入っていないという理由で3件が空白で残っておりました。今の未来創造課になってから協議しましてうちのほうで職権で取り消しさせてもらってます。今回の2筆も最後のページに載せていますが、地区指定ができましたらこの空き家バンクに入られるかたから3条申請が出てくる予定となっております。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第5号議案	議長	続きまして議案第5号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	無いようですので採決に移らせて頂きます。

		<p>議案第5号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第6号議案	議長	<p>続きまして議案第6号「換地計画同意願について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		(事務局説明)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	<p>無いようですので採決に移らせて頂きます。</p> <p>議案第6号「換地計画同意願について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時40分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和3年12月24日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>